

家計急変で収入が減少した世帯の皆さまへ


「奨学のための給付金」(家計急変世帯対象)申請についてのお知らせ

奨学のための給付金とは：授業料以外の教育費（教科書費、学用品費、修学旅行費など）の負担軽減を目的とした返済不要の給付金です。

1 対象となる世帯（対象要件）・生徒一人あたりの支給額

基準日（申請日の属する月の初日）において、次の①～④すべてに該当する世帯

- ① 保護者等が新潟県内に在住
- ② 生徒が高等学校等就学支援金等※の支給対象者
※高等学校等就学支援金、高校生等・新修学支援金、学び直し支援金、専攻科修学支援金
- ③ 令和8年1月（原則）から12月までの間に、家計急変事由（疾病、失職等）が発生
- ④ 家計急変後の、保護者等全員の県民税所得割額・市町村民税所得割額に相当する額の合算額が、下表の世帯種別基準を満たす

 家計急変後の年収見込額・所得見込額等をもとに、住民税の計算方法により県民税所得割額・市町村民税所得割額に相当する額を算出し、判定を行います。

世帯種別基準		給付額（満額の場合）		
家計急変後の世帯年収目安	家計急変後の保護者等全員の県民税所得割額・市町村民税所得割額に相当する額の合算額	高等学校等全日制等	高等学校等通信制	専攻科
約270万円未満世帯	非課税世帯	152,000円	52,100円	52,100円
約270～380万円世帯	105,500円未満	50,670円	17,370円	17,370円
約380～490万円世帯	105,500円～182,500円未満	38,000円	13,030円	—
約380～600万円世帯	105,500円～264,500円未満の扶養する子が3人以上いる世帯	—	—	13,030円

注1 本表は、生徒の国籍が日本国、または、生徒の在留資格が永住者、特別永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等の場合です。生徒の国籍・在留資格等がこれらに該当しない場合は、給付額が異なる、または、給付できないことがあります。学校又は県にお問い合わせください。

注2 給付額は6月末までに家計急変した場合の額。7月以降に家計急変した場合や10月以降の申請は月割換算となります。

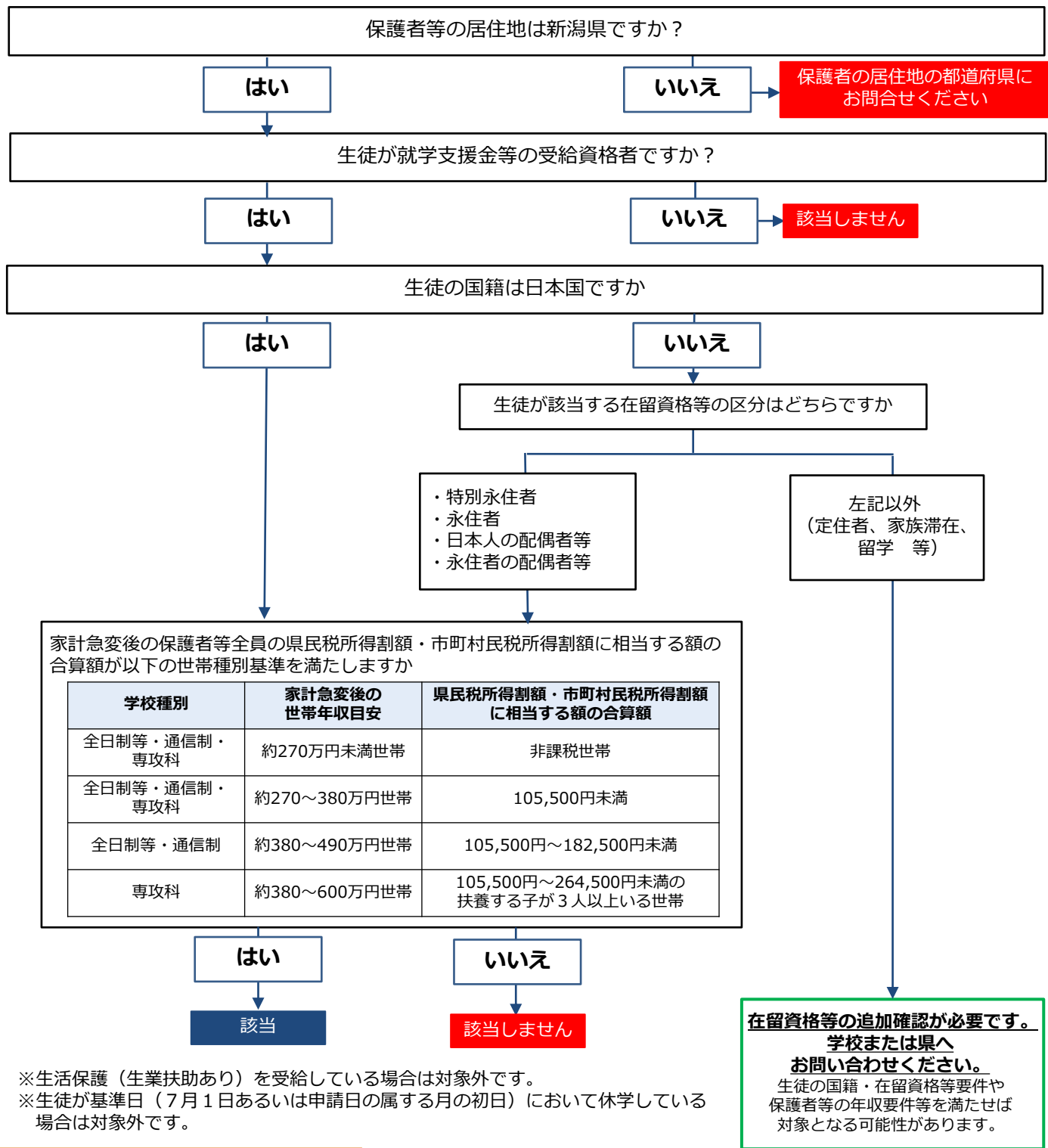
注3 世帯年収目安は、高等学校等全日制等・通信制においては、両親のうちどちらか一方が働き、高校生1人（16歳以上）、中学生1人の4人世帯の目安。専攻科においては、両親のうちどちらか一方が働き、生徒本人1人（18歳）、中学生1人の4人世帯の目安。実際の判定は家計急変後の保護者等全員の県民税所得割額・市町村民税所得割額に相当する額の合算額で行います。

注4 災害等により制服の再購入が必要な場合には、別途加算があります。学校または県へお問い合わせください。

【注意】ただし、次のいずれかに該当する場合は、対象外です。

- ・両親またはどちらか一方が海外在住で、保護者等全員の県民税所得割額・市町村民税所得割額に相当する額を確認できない場合
- ・生徒に児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅行費又は特別育成費(母子生活支援施設の高校生等を除く)）が支給されている場合
- ・通算3回（定時制、通信制は4回）（専攻科は2回、学び直し支援金の対象者は1回（定時制、通信制は2回）を加算）の支給回数上限を超えた場合
- ・生徒が基準日（7月1日あるいは申請日の属する月の初日）において休学している場合

2 対象となるか確認



3 申請書の提出

提出期限	[6月末までに家計急変した世帯] 令和 年 月 日 () [7月以降に家計急変した世帯] 令和 年 月 日 () ※
提出	各学校に御確認ください。
提出先	

※7月以降に家計急変した世帯で、9月30日(水)までに学校を通じて申請した場合は、家計急変の属する月分から当該年度末(3月)分までの額を給付します。
 ※10月以降に申請した場合は、申請月の翌月分から算定した額を給付します。

4 提出する書類

次の①～⑦の書類を提出してください。

①	奨学のための給付金受給申請書（様式第1号の5） ※専攻科の場合は様式第1号の10
②	振込口座登録申込書及び 口座通帳の写し（様式第2号） ・必ず申請者（保護者等）名義の口座を記入してください。
③	生徒の国籍確認書類 【生徒の国籍が「日本国」の方】 生徒本人の住民票の写し（原本） 【生徒の国籍が「日本国以外」の方】 以下のいずれか ・生徒本人の特別永住者証明書の写し ・生徒本人の在留カードの写し ・生徒本人の住民票の写し（原本）※国籍・在留資格・在留期間等の記載があるもの ○在留資格が「家族滞在」の場合は以下の書類も提出 生徒本人の小学校及び中学校の卒業証書の写し又は卒業証明書 専攻科の場合は、さらに高等学校の卒業証書の写し又は卒業証明書
④	家計急変による申請理由書（別紙2：県指定様式）※収入または所得が減少した方が提出（両親が減収の場合は2通）
⑤	家計急変事由について 第三者が証明する書類 家計急変事由について第三者が証明する以下の書類いずれか1つ (1) 雇用保険受給資格者証、(2) 離職票、(3) 解雇通知書、 (4) 税務署の受付印のある廃業等届出等(自営業等の方)、 (5) 破産宣告通知書(自営業等の方) 等
⑥	家計急変前の収入を 証明する書類 保護者等全員の令和8年度課税証明書で、扶養親族の記載が省略されていないもの（写し可）
⑦	家計急変後の収入を 証明する書類 【会社員等の方】 会社作成の給与見込書又は給与明細書を提出 ・原則、家計急変月の翌月以降の3か月分（申請後、別途提出）。ただし、急変発生から4か月以上経過しているときは、申請月の前3か月分 【自営業等の方】(1)又は(2)のいずれか (1) 税理士又は公認会計士の作成した証明書類 (2) 年間収支見込計算書（別紙3：県指定様式）及びその根拠となる帳簿等



必要に応じて、電話による家庭状況の問い合わせ及び追加資料の提出依頼等がありますのでご了承ください。

5 審査結果と支給時期

審査完了後、認定（または不認定）の通知書を学校を通じて配布します。認定の場合は、振込口座登録申込書の口座に順次振込みます。

※申請書提出から、数か月程度のお時間をいただきます。

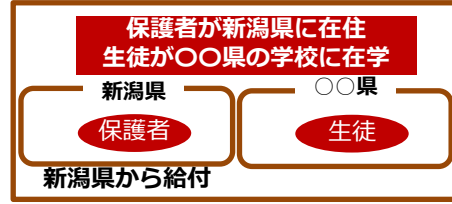
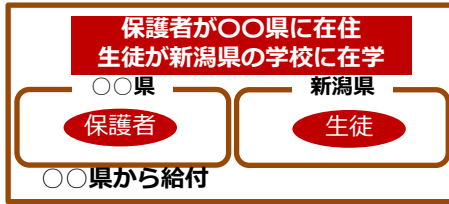
6 注意事項（本給付金の使途について）

本給付金は、授業料以外の教育費（教科書費、学用品費、修学旅行費など）の負担軽減が目的です。学校に納入しなければならない諸経費等が未納となっている場合は、本給付金を活用してください。

7 奨学のための給付金（家計急変）に関するQ & A

Q 1 生徒は新潟県内の高校に在学していますが、両親は他県で生活しています。給付金は申請できますか？

給付金は保護者がお住まいの都道府県から支給されます。各都道府県で制度の詳細や申請手続きが異なりますので、お住まいの都道府県にお問い合わせください。



Q 2 父は解雇されましたが、母の勤務状況に変更がない場合も申請できますか？

父の家計急変後の年収を見込み、父母の県民税所得割額・市町村民税所得割額に相当する額の合算額が基準を満たせば申請できます。

Q 3 父は飲食店経営で、母は父の扶養対象ではなく会社にパート勤務しています。家計急変対象の判断をするときに、年収と年間所得とどちらでみますか？

父は自営業に該当するため、所得金額で判断することになります。母は会社員に該当するため、年収額で判断します。

Q 4 両親と祖父母と同居しています。同居している家族全員の県民税所得割額と市町村民税所得割額にを合算しなければ、申請できませんか？

保護者等（この場合は両親）の県民税所得割額・市町村民税所得割額に相当する額で判断します。同居している他の家族の県民税所得割額・市町村民税所得割額に相当する額は合算しなくても申請できます。

Q 5 8月に父母が離婚し、母が親権者となり、家計が急変しました。申請はできますか？

保護者の離婚は家計急変にはあたらないため、認定になりません。

Q 6 高校生の兄弟姉妹がいますが、まとめて申請できますか？

兄弟姉妹をまとめて1つの申請書では申請できません。必ず生徒1人ごとに申請書を作成し、御提出ください。

Q 7 申請者は父ですが、母の口座に振り込むことはできますか？

申請者と振込先口座名義は同一となりますので、母の口座に振り込みたい場合は申請者を母にしてください。

Q 8 昨年、家計急変があったのですが、今年度申請できますか？

昨年中に家計が急変したのであれば、令和8年度の県民税及び市町村民税所得割額に反映されると考えられますので、通常支給の申請をしてください。ただし、令和7年1月2日から同年12月31日までの間に家計急変があったものの、急変時期の関係で令和8年度の所得割額が通常支給の対象にならなかった場合であって、令和8年1月1日においても家計急変事由が継続しているときは、家計急変で申請することが可能です。

お 問 い 合 わ せ 先



生徒の通われている高校 または 以下の連絡先へ

新潟県 総務部 大学・私学振興課 私学班

〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1

☎025-280-5912

H P (<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/daigaku/1356820534591.html>)